

## 事業参加券 ご使用上の注意事項

- 1 . 1 事業所につき 1 枚発行するものとし、再発行は致しません。  
但し、下記に該当する場合は、参加券の発行を 1 事業所 2 枚とし、同じく再発行は致しません。  
ア . 当該年度の新会員  
イ . 一般会費と役員議員特別会費の合計額が 4 万 2 千円以上の会員
- 2 . 事業参加券の額面を下回る参加費等の支払に使用された場合は、領収書は発行致しません。また、額面を超える参加費等の支払に際しては差額に対して領収書を発行致します。但し、希望者には額面相当額の受取書を発行致します。
- 3 . 事業参加券の額面を下回る参加費等の支払に使用された場合は、差額は返金致しません。
- 4 . 使用された参加券に対してキャンセルが発生した場合、現金による返金および参加券の返却は致しません。
- 5 . 参加券を使用する時は、商工会議所の窓口か事業を行っている会場等で必ず商工会議所の職員に手渡ししてください。  
参加費等の一部に参加券を使用し、その差額を振り込むことはできません。
- 6 . 1 事業につき、1 枚使用できるものとします。
- 7 . その他商工会議所が指定する事業。